

○名寄市立大学図書館設置規程

平成18年7月5日

改正 平成20年3月17日

平成22年8月4日

平成30年6月6日

（設 置）

第1条 名寄市立大学学則（平成18年名寄市規則第100号）第7条の規定に基づき名寄市立大学図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（理 念）

第2条 名寄市立大学図書館は、学術情報基盤を支えるため学術情報・資料、学術研究の成果等を広く収集し、快適な利用環境のもとで学生、教職員及び地域に提供する。蓄積した知的情報資源を活用することにより、地域社会との連携と協力をさらに深め、同時に国内外からのニーズにも対応することを重視することにより、学生の自律的な学習を支援し、人材育成、教育および学術研究の進展に貢献することを使命とする。

（目 標）

- 第3条 学生の自律的な学習活動および高度な専門的職業人育成を支援するため、授業と連携した基本的な学習用図書や人間形成に必要な教養書を充実する。
- 2 学術情報基盤として快適な利用環境を整備し、学習、教育および教育活動を支える。
 - 3 学術資料の系統的かつ計画的収集に加え、情報環境の高度化・国際化に対応した学術情報の提供を促進する。
 - 4 学術情報の有効活用と利用者サービスを強化するため、利用者支援の充実を図る。
 - 5 ネットワーク等を通じて、研究成果の集積、発信を積極的に推進する。
 - 6 開かれた大学図書館として、地域社会との連携及び協力を強化するとともに、地域の生涯学習活動を支援する。

（職 員）

第4条 図書館には館長及び必要な専門職員を置く。

（図書館運営委員会）

第5条 図書館に図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、図書館の運営に関する必要な事項を審議する機関とする。
- 3 委員会については、学長が別に定める。

（図書館の利用）

第6条 図書館の利用については、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（廃 止）

- 2 市立名寄短期大学図書館設置規程（昭和50年2月15日施行）は、廃止する。

附 則（平成20年3月17日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月4日改正）

この規程は、平成22年8月4日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。